

## 平成 29 年第 3 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

### 議案

#### 議案第 67 号

##### 佐伯市行政組織条例等の一部改正について

防災危機管理体制を強化するため、平成 29 年 7 月 1 日に、市長部局に新たに「防災局」を設置することに伴い、行政組織条例を改めるとともに、関係条例について所要の規定の整理を行おうとするものである。

<改正の内容>

- (1) 佐伯市行政組織条例の一部改正については、防災に関する事務を所掌する部局として新たに「防災局」を設置することとし、当該事務を総務部から同局に移管するもの
- (2) 佐伯市防災会議条例の一部改正については、佐伯市防災会議の事務局長に充てる課長を「総務部防災危機管理課長」から「防災局防災危機管理課長」に改めるもの
- (3) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正については、局長の職務の級を 8 級に分類するもの

#### 議案第 68 号

##### 佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国家公務員の育児休業等に係る取扱いに鑑み、職員の育児休業等の承認又は延長をする際の基準となる特別の事情について規定の整備をするものである。

具体的には、職員が育児休業等の対象となる子を保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない（その子が待機児童となった）場合に、育児休業の再取得若しくは 2 回以上の延長又は再度の育児短時間勤務が可能となるようにするものである。

<改正の内容>

- (1) 当該子が 3 歳に達するまでの間に、再度の育児休業の取得を可能とする（第 3 条第 6 号関係）。
- (2) 当該子に係る育児休業の期間について、2 回以上の延長を可能とする（第 4 条関係）。
- (3) 小学校就学の始期に達するまでの当該子の養育のため、育児短時間勤務の終了から 1 年以内であれば再度の育児短時間勤務を可能とする（第 11 条第 7 号関係）。

## 議案第 69 号

### 佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

雇用保険法等の一部改正に伴い、退職後一定の期間失業している退職した職員の退職手当に係る規定の整備をするものである。

具体的には、個別延長給付の創設、移転費の支給対象の拡大及び給付日数の延長措置の創設を行うものである。

<改正の内容>

- (1) 災害により離職した者等の給付日数について、原則 60 日（最大 120 日）延長できることとする（第 10 条第 10 項第 2 号関係）。
- (2) 移転費の支給の対象者に職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により就職するものを加えることとする（第 10 条第 11 項第 5 号関係）。
- (3) 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した者のうち雇用機会が不足していると認められる地域に居住する者であって、就職が困難なものについて給付日数の延長を行うものである（附則第 11 項関係）。

## 議案第 70 号

### 佐伯市空家等対策協議会条例の制定について

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項、空家等の適正な管理及び活用に関する事項等について協議するため、佐伯市空家等対策協議会を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

## 議案第 71 号

### 佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について

平成 29 年 7 月 1 日から、コミュニティバスの路線のうち、宇目地域の「塩見・上津小野線」について、うめタウンから塩見公民館までの運行区間を、見明公民館まで延長しようとするものである。

## 議案第 72 号

### 財産の無償貸付けについて（旧河内小学校校舎の一部）

企業誘致により地域経済の活性化を図るため、平成 24 年 7 月 1 日から旧河内小学校校舎の一部を株式会社エクセルテックに無償貸付けしているが、その貸付期間が平成 29 年 6 月 30 日で満了することに伴い、引き続き同校舎の一部を同社に無償貸付けすることについて議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 無償貸付けする建物

佐伯市蒲江大字竹野浦河内 2342 番地 旧河内小学校校舎の一部 147.2 m<sup>2</sup>

- (2) 貸付けの相手方  
佐伯市蒲江大字竹野浦河内 2342 番地  
株式会社 エクセルテック 代表取締役 洲本善巳
- (3) 貸付期間  
平成 29 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで（5 年間）

### **議案第 73 号**

#### **佐伯市鶴見マリンクラブハウス条例の一部改正について**

平成 30 年 4 月 1 日から、佐伯市鶴見マリンクラブハウスの設置目的、指定管理者の管理指定期間、利用時間及び利用日を改めようとするものである。

<改正の内容>

- (1) 設置目的について、「都市住民との交流と情報発信の場及び農水産物の販路の拡大を図る」ことから「地域住民の憩いと情報発信の場を設置し、及び地域の活性化を図る」こととする。
- (2) 「10 年間」としていた指定管理者の管理指定期間について、他の公の施設との統一化を図るため「5 年間」とする。
- (3) 「午前 11 時から午後 5 時まで」としていた利用時間及び「月曜日並びに 8 月 13 日から同月 15 日まで及び 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日」としていた休業日を改め、利用時間及び利用日について「市長の承認を得て指定管理者が定める」こととする。

### **議案第 74 号**

#### **佐伯市老人デイサービスセンター条例及び佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について**

佐伯市デイサービスセンター「楽々園」及び佐伯市老人福祉センターを廃止しようとするものである。

佐伯市デイサービスセンター「楽々園」及び佐伯市老人福祉センターの敷地に津波避難人工高台を造成することに伴い、当該敷地において各センターの運営ができなくなることから、各センターを廃止する。

### **議案第 75 号**

#### **佐伯市社会福祉センター条例の制定について**

社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場として整備する佐伯市社会福祉センターを設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

### **議案第 76 号**

#### **佐伯市剣崎多目的広場条例の制定について**

高齢者の心身の健康の保持を図るため、高齢者を中心とした市民のスポーツの交流の場として整備する佐伯市剣崎多目的広場を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

## 議案第 77 号

### 佐伯市グラウンド等条例の一部改正について

利用者の減少に伴い、佐伯市鶴見第 2 グラウンドを廃止するため、当該グラウンドの名称、位置、利用期間、利用時間及び使用料に係る規定を削除しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないものである。

## 議案第 78 号～議案第 94 号

### 佐伯市農業委員会委員の任命について（候補者 16 名）

農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の委員は、市町村長が、議会の同意を得て任命することとされている。

また、佐伯市農業委員会の委員の定数は、佐伯市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、17 名とされている。

現委員の任期が平成 29 年 7 月 19 日で満了するため、次の表に掲げる者（17 名）を任命することについて議会の同意を求めるものである。

なお、各委員の任期は、それぞれ平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日までの 3 年間である。

議案番号	候補者氏名
議案第 78 号	刈田寿志（ただ ひさし）
議案第 79 号	吉良勝彦（きら かつひこ）
議案第 80 号	黒岩眞由美（くろいわ まゆみ）
議案第 81 号	田嶋義生（たしま よしお）
議案第 82 号	河野周一（かわの しゅういち）
議案第 83 号	箕戸猪文（すど いきふみ）
議案第 84 号	小野美智子（おの みちこ）
議案第 85 号	狩生哲廣（かりう てつひろ）
議案第 86 号	高畠千恵美（たかはた ちえみ）
議案第 87 号	三又勝弘（みまた かつひろ）
議案第 88 号	工藤雄一（くどう ゆういち）
議案第 89 号	御手洗大悟（みたらい だいご）
議案第 90 号	市川一清（いちかわ かずきよ）

議案第 91 号	小野隆壽（おの たかひさ）
議案第 92 号	谷川享宏（たにがわ たかひろ）
議案第 93 号	山田定男（やまだ さだお）
議案第 94 号	塩月吉伸（しおつき よしのぶ）

## 議案第 95 号

### 佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者米倉ゆかり）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとされている。

佐伯市の教育委員会の委員のうち、近藤愛子（こんどう あいこ）委員の任期が平成 29 年 5 月 20 日で満了したため、新たに米倉ゆかり（よねくら ゆかり）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものである。

## 専決処分の報告

## 報告第 20 号

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 29 年 5 月 17 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市弥生大字井崎 83 番地 2 付近の県道佐伯弥生線で発生した交通事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市弥生大字大坂本 2359 番地 4 矢野匡岳

事件の概要：平成 29 年 2 月 9 日午前 6 時 15 分頃、上記事故の場所において、当該県道敷に設置している地下式消火栓の蓋付枠が外れたことによりできた穴を相手方が所有する自動車が走行したため、当該自動車の底部及び左側後輪部を破損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：95,350 円（車両修理費 保険適用範囲内）

## 報告事項

## 第 11 号報告

### 佐伯市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、佐伯市土地開発公社の経営状況について説明する書類を提出するものである。